# 定　　款

（令和２年　６月　変更）

株式会社アイ・ピー・エス

# 定　　款

## 第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社アイ･ピー･エスと称し、英文ではＩＰＳ，Inc. と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）宣伝広告に関する業務

（２）広告代理業務

（３）情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業

（４）通信機器、放送機器ならびにその他の機器の売買、売買の仲介および賃貸事業

（５）電話加入申込みの手続き代行業務

（６）電話機器および石材の輸出入

（７）電気通信事業

（８）食品の輸出入および販売

（９）電気通信役務利用放送法に基づく電気通信役務利用放送事業および同放送事業者の顧客管理業務受託事業

（１０）労働者派遣事業

（１１）看護者、介護者に対する研修業務

（１２）通信販売業務および通信販売業務の請負

（１３）電話代理応答業務およびこれに関するコンサルティング業務

（１４）有料職業紹介業

（１５）家事サービス事業

（１６）語学学校およびその他各種教室の経営ならびに、教材の企画、製作、販売

（１７）販売促進支援業務および代行業務

（１８）国内外の企業および行政機関に対する市場調査・事業化支援業務

（１９）前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、３９,９６０,０００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章　株　主　総　会

（招　集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第４章　取締役および取締役会

（員数）

第１９条　当会社の取締役は１０名以内とする。

（選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした

ときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

２　前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で当該取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担とする契約を締結することができる。

## 第５章　監査役および監査役会

（員　数）

第３０条　当会社の監査役の員数は、３名以上とする。

（選任方法）

第３１条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任）

第３２条　当会社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

２　補欠監査役の選任方法は第３１条２項の規定を準用する。

３　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第３４条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法等）

第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３７条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第３８条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第４０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第４１条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第７章　計　　算

（事業年度）

第４４条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第４５条　剰余金の配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

（中間配当金）

第４６条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第４７条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の配当金および中間配当金には、利息をつけない。

平成　３年１０月２４日　制定

（改訂）

平成１７年　６月２４日　改訂
平成１８年　６月２８日　改訂
平成２０年　６月２５日　改訂
平成２１年　６月１９日　改訂
平成２１年１１月１９日　改訂
平成２２年　６月２４日　改訂
平成２６年　６月２５日　改訂
平成２７年　６月２６日　改訂
平成２８年　２月２９日　改訂
平成２９年　６月２３日　改訂
平成２９年　８月２８日　改訂
平成２９年１０月１４日　改訂
平成３０年　６月２８日　改訂
平成３１年　１月　１日　改訂
令和　２年　６月２６日　改訂